

徳島県立木のおもちゃ美術館 指定管理者選定要項

令和7年10月

徳島県農林水産部林業振興課

目 次

第1	趣旨	1
第2	管理運営の内容	1
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	2
第3	申請方法等	2
1	業務内容等に係る質問の受付	2
2	申請書類の提出	3
3	申請書類の作成要領	3
第4	審査方法等	7
1	審査の方法	7
2	審査の日程	7
3	審査の基準	7
4	指定管理者の候補の選定	7
第5	指定管理者の指定及び協定締結	7
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	8
第6	留意事項	8
1	事業の継続が困難となった場合の措置	8
2	審査の対象からの除外	8
3	申請書類等の取扱い	10
4	費用負担	10
5	業務の引継ぎについて	11
6	県内雇用等への配慮について	11
7	その他	11
8	問合せ及び申請書提出先	11

徳島県立木のおもちゃ美術館指定管理者選定要項

第1 趣旨

「徳島県立木のおもちゃ美術館（以下「おもちゃ美術館」という。）」は、県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動（以下「木育」という。）に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材（県内で生産された木材をいう。）の利用を促進するために設置されます。

本要項は、徳島県（以下「県」という。）が、おもちゃ美術館が位置する「徳島県立あすたむらんど（以下「あすたむらんど」という。）」と一体的な運営も視野に入れて施設の将来像や新たな運営方法などを盛り込んだ基本構想を策定することから、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項第3号（平成16年徳島県条例第50号）、の規定に基づき、指定管理候補者として選定しようとする法人（株式会社あわわ）から事業計画書その他必要な書類の提出を求め、総合的に審査するにあたって、必要な事項を定めるものです。

第2 管理運営の内容

1 施設の概要

- (1) 名 称 徳島県立木のおもちゃ美術館（通称：徳島木のおもちゃ美術館）
- (2) 所 在 地 徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷 45-22
- (3) 開 館 日 令和3年10月1日
- (4) 施設規模 建築面積 1,489.08㎡
延床面積 1,568.49㎡
- (5) 主要施設 ミュージアムショップ、あさん農村舞台、赤ちゃん木育ひろば、里山ひろば、テーブルサッカーフィールド、ごっこフォレスト、うだつのまち、木育こうぼう、グッド・トイひろば、企画展示ひろば、ゲームひろば、研修室

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

なお、業務の詳細内容については、別添資料1「徳島県立木のおもちゃ美術館管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照ください。

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設、物品等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務

- (3) おもちゃ美術館の研修室の利用の許可に関する業務
- (4) おもちゃ美術館の使用料の徴収に関する業務
- (5) その他おもちゃ美術館の管理に関し、知事が必要と認める業務

3 管理の基準

条例において、休館日及び供用時間に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載しておりますが、休館日や供用時間について、県民の利用の幅がより広がる内容の提案をすることも可能です。

ただし、あすたむらんどとの休園日及び供用時間等の調整が必要です。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された額（消費税及び地方消費税を含む。）を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、収支計画の見積りに当たっては、次のとおり想定年間上限基準額を設定しますので、想定年間上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

また、基本協定書（案）の別紙7に記載する報奨金制により指定管理料を増減することとします。

想定年間上限基準額
令和8年度（消費税率 10%前提）
70,092,000 円

第3 申請方法等

1 業務内容等に係る質問の受付

受付期間：令和7年10月29日（水）午後5時まで（必着）

質問方法：質問書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール（件名を「指定管理者質問」としてください。）により、県農林水産部林業振興課宛にお送りください。

回答方法：受け付けた質問は、質問者に対し随時回答する予定です。

2 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間：選定要項等配付日から令和7年10月31日（金）まで

※午前10時から午後5時まで

※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所：県農林水産部林業振興課

受付方法：申請書類一式を、郵送（配達証明便による）又は持参により提出してください。なお、郵送の場合は、上記受付期間内の必着とし、あらかじめ電話にて郵送した旨をご連絡ください。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本9部を提出してください。

(3) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・（様式2-1）

イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4-1）

エ 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4-2）

オ 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

（ア）定款、寄附行為、規約、就業規則、その他これに代わる書類

（イ）当該法人の登記簿謄本

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に替えて収支予算書又はこれに類する書類を提出してください。

（エ）徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書

カ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6-1～6-14）

3 申請書類の作成要領

様式については、別添資料4のとおりです。

(1) 様式5について

ア 申請者の過去3か年程度の主要業務実績について、15件を上限として記入してください。（木育活動、ボランティア団体の運営や類似施設の管理運営業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。）

イ A4版のモノクロ、1ページ以内でMS WORD（バージョンは2016以降）若しくは一太郎（バージョンは9以降）とし、10.5ポイント活字で作成してください。

（2）事業計画書（様式6-1～6-14）作成上の条件

ア 作成にあたっては、当募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ A4版のモノクロで作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について3ページ以内で作成してください。ただし、様式6-8及び6-9については、ページ数の上限は設けません。なお、事業計画書ごとにページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は様式6-6の表1以外はMS WORD（バージョンは2016以降）若しくは一太郎（バージョンは9以降）とし、10.5ポイント活字で作成し、様式6-6の表1はMS EXCEL（バージョンは2016以降）を使用して作成し、その内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

（3）各様式の作成について

ア 様式6-1（施設の管理運営方針）

おもちゃ美術館の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るのか、また、一般県民への配慮や抱負も含めて具体的に記入してください。

イ 様式6-2（利用者ニーズの把握・分析と利用促進）

おもちゃ美術館の設置目的を踏まえつつ、どのようにして利用者ニーズの把握と分析を行い、年間10万人以上の来場者数の確保を目指すのか、具体的かつ現実的に記入してください。

また、利用促進を図るための啓発活動の方法についても記入してください。

ウ 様式6-3（木育の推進）

おもちゃ美術館の設置目的に適合し、木育の推進及びおもちゃ美術館の魅力向上につながる事業の計画（ア）から（ウ）について、具体的かつ現実的

に記入してください。

(ア) おもちゃ学芸員の養成

(イ) 徳島県版木育サミットの開催

(ウ) すぎの子木育広場や木育関係団体等との連携

エ 様式6-4（自主事業）

おもちゃ美術館の設置目的に適合し、利用促進や利用者の利便性の向上につながる自主事業の計画（ア）から（ウ）について、具体的かつ現実的に記入してください。

自主事業を行う場合は、自ら必要な許可等を取得し、また、県の承認を得た上で実施することになります。

(ア) 企業協賛や有料イベント等の提案

(イ) 物販・売店運営事業

おもちゃ美術館内にあるミュージアムショップスペースを利用した木育推進に係る木製品等の販売事業を提案してください。第三者に委託又は請け負わせることも可能です。

(ウ) その他木育の推進事業

オ 様式6-5（適正な維持管理）

おもちゃ美術館に係る施設の日常的、定期的な安全管理、美化対策、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを、指定管理者として目指すおもちゃ美術館の将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入し、年間の作業計画表（様式任意、A4 版）を作成してください。

カ 様式6-6（表-1、表-2）（収支計画書）

おもちゃ美術館の管理運営にあたっての収支計画（1 年間分）を収入、支出の各項目ごとに表-1 に記入してください。なお、収入と支出の合計額を一致させる必要はありません。

また、表-2については、支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

キ 様式6-7（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について、計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①利用者アンケートの実施及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④

その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、おもちゃ美術館にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式6-8）及び「協力法人等一覧」（様式6-9）を作成してください。

ク 様式6-8（表-1、表-2）（職員体制）

表-1については、配置する予定の職員すべてについて記入してください。

表-2については、表-1に記載した職員（派遣職員を除く。）について記載してください。

ケ 様式6-9（協力法人等一覧）

業務を遂行するにあたって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人名等を記入してください。

該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

コ 様式6-10（地域への貢献）

地元雇用及び地元企業への業務の委託について、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。様式6-9に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

サ 様式6-11（地域との連携）

地域の関連団体（地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携しておもちゃ美術館を管理運営するのか、方針及び計画について具体的に記入してください。

シ 様式6-12（安全管理）

安全管理について、情報管理、事故予防、感染症拡大防止、災害・緊急時の対応体制、職員の訓練・教育等について、その考え方を記入してください。また、個人情報の適正な取扱いについての方策を記入してください。

※個人情報保護法等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

ス 様式6-13（環境への配慮）

おもちゃ美術館の管理運営業務を行うにあたって、環境にどのように配慮するかについて、その考え方を具体的に記入してください。

セ 様式6-14（事業計画書総括表）

様式5及び様式6-1 から6-13 について、特にアピールしたい点を、各

項目ごとに 100 字以内で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、頁送りしても構いません。

第4 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において、以下に掲げる審査の基準により、総合的に申請書類の審査及び面接審査を行います。選定委員会は、この結果を県に報告します。

2 審査の日程

審査は、令和7年11月上旬までに実施する予定です。ヒアリング等を行う場合もあります。

3 審査の基準

審査は、以下に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準については、別添資料3を参照ください。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、おもちゃ美術館の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に基づくおもちゃ美術館の管理を、安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他、県がおもちゃ美術館の設置の目的を達成するために必要と認める事項

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、株式会社あわわが指定管理候補者として適切と認められた場合は、おもちゃ美術館の指定管理者の候補者として選定します。

指定管理者の選定結果は、令和7年11月下旬を目途に、文書により通知します。同時に結果は、県のホームページ等で公表します。

第5 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を

行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料2のとおりです。

第6 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

（１）指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくおもちゃ美術館の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくおもちゃ美術館の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 審査の対象からの除外

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書「5 法令等の遵守」に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、おもちゃ美術館を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

なお、申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から除外します。

（１）選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合

- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 法人等及びその代表者が、以下に示す「欠格条件」に該当し、指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

※ 欠格条件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取り消しを受け又は当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者
- ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ケ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、又は二つ以上の提案を行う者
- コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- サ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

- ① 破産者で復権を得ない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 暴力団の構成員等

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 追加資料の提出等

県が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(6) 情報公開

申請書類への公開請求があった場合には、徳島県情報公開条例に基づき、非公開とすべき部分を除き、請求者に対して公開することがあります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより、管理運営業務を引き継ぐ必要があるときは、新指定管理者が円滑かつ支障なく、おもちゃ美術館の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。引継ぎは、県と新旧指定管理者の3者が十分に連携して行うものとし、県は進捗管理や必要に応じて立ち会いを行うものとします。引継ぎにあたって必要な経費は、指定管理者の負担とします。

6 県内雇用等への配慮について

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して県民の雇用を図るとともに、施設職員の雇用の安定性についても配慮してください。

7 その他

- (1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和7年10月31日（金）までに（様式2-2）により申し出てください。
- (2) 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (3) おもちゃ美術館の管理運営業務にあたり、賃金や調達価格の変動、税法の改正による消費税の税率変更などについては、予算編成過程を通じて適切に対応することとします。また、利用者負担の適正化等を踏まえ、指定管理期間中に施設使用料の見直しを行うことがあります。なお、これらの変更等により、報奨金制における成果指標が不適当となった場合は、変更の要否や変更数値等について、県と指定管理者との協議により決定するものとします。

8 問合せ及び申請書提出先

徳島県農林水産部林業振興課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電 話 088-621-2459
ファクシミリ 088-621-2861
電子メール ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp

- 別添資料1 徳島県立木のおもちゃ美術館管理運営業務要求水準書
- 別添資料2 徳島県立木のおもちゃ美術館の管理運営に関する基本協定書（案）
- 別添資料3 徳島県立木のおもちゃ美術館審査基準
- 別添資料4 徳島県立木のおもちゃ美術館指定管理者選定要項様式集
- 別添資料5 徳島県立木のおもちゃ美術館指定管理者選定スケジュール